

「(仮称) 白岡町自治基本条例 (白岡町まちづくり条例) をつくる会」

第19回全体会議の概要

日 時 平成22年7月4日(日) 午前9時05分～12時20分

会 場 庁舎4階 特別大会議室

出席委員 飯島、五十嵐、内山、遠藤、神田、日下、古嶋、佐々木、嶋津、野口、橋本、平田、
(敬称略) 広辺、藤巻、松井、吉野

学識経験者 牛山教授

事務局(町職員等) 高澤、河野、岩楯、神田、山岸、高山

配布資料 別添のとおり



1 本日の内容

(1) 全体会議

ア 条例の素案の大項目「Ⅵ地域自治・コミュニティ」について

以前(第17回全体会議)に諮った案では中項目が「行政区(自治会)」、「地域活動」の2つあったが、再度、第10回作業部会で「地域活動と自治組織」という中項目に集約した修正案を作成し、以下のとおり「内容」等の確認を行った。

○「自治組織」だと町も含むが、ここでは小さい単位の「地域での自治組織」のことを言っている。→「地域自治組織」とする。

○②「地域単位で活動している組織を始め」→「地域単位で活動している組織及び」

※文言整理

○③町が何の活動を支援するのかを明確にするため、文章を入れ替える。

イ 条例の素案の大項目「Ⅶ情報公開・情報共有」について

前回のワークショップでは3つの中項目を検討したが、第10回作業部会で「公開と提供・共有の原則」という中項目に集約した案を作成し、確認及び検討を行った。

意見等については以下のとおりである。

○②「自治組織」→「地域自治組織」

○②の主語をどうするのか？

・「町民は」・・・町民にまちづくりの情報提供を求める。

・「地域自治組織は」・・・行政区等に対して努力義務を課すのか。

→「地域自治組織は、活動への参加促進と説明責任を果たすため、団体の活動に関する情報の積極的な提供に努めるものとします。」※仮確定

○②町内会等の地域自治組織が保有する個人情報の取り扱いについて

・個人情報について、仕事に関する情報は出すべきである。

・地域自治組織が「収集する情報」、「保有する情報」、「公開すべき情報」とは何か、を明確に。

・氏名・住所・年齢・性別・・・基本4情報(公開は難しい。)

・ 個人情報とは除かれるという項目を別に立てるのか。

○③個人情報・・・民間まで広げるのか。

・・・地域自治組織ではどうするのか。

・ ここでは、公開・提供・共有の注意事項として個人情報を書くのか。

・ 公開と提供・共有の原則以外の個人情報について別項目立てをするのか。

○情報を公開するというより、発信（提供）・共有に重点を置いている項目である。

○自分の地域でも自治活動をどのように行っているかについて知らないことが多く、そういう情報を共有することで、地域自治組織の活動を促進したい。

→作業部会で再検討。

ウ 条例の素案の大項目「Ⅷ住民投票」について

前回のワークショップでは4つの中項目を検討したが、第10回作業部会で「住民投票」という中項目に集約した案を作成し、確認及び検討を行った。

意見等については以下のとおりである。

○町長の発議権について

・・・町長は自分で政策提案し、実施することができるはず。

→残す（議会、住民とのバランス等）。

○議決の要件について

・ 年齢要件・・・16歳or18歳or20歳

・ 国にはない制度について規定する。（地方分権）

⇒国の制度 20歳・・・参政権（成人年齢）

18歳・・・国民投票法

・ 重要事項→18歳（幅広い人たちに参加してもらう。）

→20歳（慎重にしたい。）

⇒18歳

○住民から発議する場合の要件

1／3・・・議会を飛ばして住民投票を実施。

（白岡町の現在の有権者13,000人以上＋18歳以上の人数）

※リコール、議会を解散できるのも1／3・・・同じくらいの重み

○③「その議決」・・・過半数

○④～⑥そのまま活かす。

○考え方「しかし～」の3行・・・住民の意向を聴くのが大事と言っているが後ろ向きの内容である。

→「適正に住民投票が執行されるために」など⇒作業部会で再検討

○「町政の運営で特に影響があるのは、白岡町に住所を有する住民」

→この条例で定義した「町民」では、白岡町に通う人なども含み、投票できる人を特定できないため、文言を修正する。

(2) その他

ア 次回の内容

(7) 全体会議について

条例の素案の大項目「Ⅶ情報公開・情報共有」及び「Ⅷ住民投票」のそれぞれの中項目について、本日の意見等を踏まえて第11回作業部会で作成する修正案を基に、その内容・趣旨・考え方について確認及び検討を行う。

(4) ワークショップについて

条例の素案の大項目「Ⅸまちづくり」の中項目（「タウンミーティング」、「計画」、「安心安全」、「ボランティア」、「産業」、「福祉」、「環境」）について、各自が考えてくる具体的な内容・趣旨・考え方を基にワークショップを行う。

各自が考えてくるに当たり、牛山教授からは、「『まちづくり』を広く捉え、まちづくりの『何を書きたいのか』、個別の行政分野のものまでをここで盛り込むのかどうかを考えてまとめてくる」というアドバイスをいただいた。

イ その他

(7) 条例の素案の大項目「Ⅷ住民投票」について、再度、各自内容等を検討し、意見があれば7月9日（金）までをお願いする。

(4) 本日の会議終了後、第11回作業部会の日程等について打ち合わせを行う。

2 次回の日程

7月24日（土）午後1時30分から、庁舎の会議室403で行う。

(仮称) 白岡町自治基本条例（白岡町まちづくり条例）をつくる会
第19回全体会議及びワークショップ

1 日 時 平成22年7月4日（日）午前9時～正午

2 場 所 庁舎 4階 特別大会議室

3 内 容

全体会議で、作業部会がまとめた、条例の素案に盛り込む項目案の大項目「地域自治・コミュニティ」、「情報公開・情報共有」及び「住民投票」の各中項目の案を基に、内容や趣旨、その考え方等を検討します。

4 プログラム

時間の目安	内 容
9:00	開会
9:00～ 9:10	あいさつ（「つくる会」内山会長・高澤秘書広聴課長）
9:10～11:50 (適宜休憩)	全体会議 （議長：内山会長） 条例の素案に盛り込む項目案の以下の大項目について、作業部会がまとめた案を基に、内容や趣旨、その考え方等を検討します。 (1) 「地域自治・コミュニティ」 (2) 「情報公開・情報共有」 (3) 「住民投票」
11:50～12:00	事務連絡
12:00	閉会

※今回は、ワークショップは行いません。

第10回作業部会の記録シート(H22. 6. 25)

大項目 **VI 地域自治・コミュニティ** 中項目 **地域活動と自治組織** **H22. . 現在**

1 内 容 ※文章化してください。

[6/14第9回及び6/25第10回作業部会の案]

- ①町民は、各種の地域活動を通じ、地域の課題解決と自己実現を図り、地域の活性化に努めます。
- ②自治組織とは、地域単位で活動している組織を始め、NPOなど町内で自主的な活動をしている組織を言います。
- ③町は、自治組織の役割を重視し、協働のパートナーとして活動を支援するとともに、まちづくりへの参画に努めるものとします。

[7/4第19回つくる会全体会議での委員の意見]

[7/ 第11回作業部会の案]

2 趣 旨 ※上記の文章にした趣旨(ねらい)を記入します。

[6/14第9回及び6/25第10回作業部会の案]

地域自治とコミュニティの原点である地域活動、及び自治組織を明確にした項目です。

[7/4第19回つくる会全体会議での委員の意見]

[7/ 第11回作業部会の案]

3 考え方 ※どうしてその表現内容になったか、考え方などを記入します。

[6/14第9回及び6/25第10回作業部会の案]

①地域活動には、地域での趣味の集まりや親睦団体による活動、またボランティア活動や、町が設置した行政区から発展した自治活動など、幅広い活動を含み、それぞれの活動を通じてコミュニティが確立されています。

町民が自己実現を目指して行うさまざまな地域活動を通じ、地域の課題が見えてくるので、その自己実現の活動をさらに発展させ、今度は地域自治の担い手として、地域の人々と協力してコミュニティを確立しながら、地域課題の解決を図っていくことが求められています。

そうすることで、自治を体現できる人材が育成され、ひいては行政運営の場でも活動することが期待されます。そのため、町民は自らが学習し、向上、成長していく必要があります。

②地域自治の基本的な考え方は、「町民が自発的・主体的に地域づくりに関わる」ことであり、既に多くの活動が行われています。自治組織とは、町が設置した行政区から発展してきた自治活動や自治会及びNPOなどを行っている組織のことです。①で掲げた地域活動のうち、自治的な活動を行っている組織について書いています。

③「自治体の自治」と「地域自治」は、自治を実現するための両輪であり、相互に向上することも可能となるため、町は、これらの自治組織を協働の重要なパートナーと考えています。町は、行政区の自治活動などの自主性を尊重しつつ、自治組織として育成、発展させるため、支援を高めることが必要です。また、地域の代表・リーダーでもある行政区長も、自治のパワーを向上させるためには、地域住民と力を合わせ、積極的に進めることが必要です。

※「行政区」とは…町における行政の健全な発展と円滑な運営を図るために、「白岡町行政区設置規則」で設置した、町の地域を画した区域(エリア)のことであり、政令市での「区」とは区別しています。

(参考) 白岡町行政区設置規則から

第1条 町における行政の健全な発展と円滑な運営を図るため、町の地域を画して行政区を設置する。

第2条 行政区の名称及び区域は、別表のとおりとする。

第3条 既存の行政区から新たに行政区を設置する場合における新設行政区の世帯数は、おおむね200世帯とする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

第4条 行政区に行政区長及び区長代理者(以下「行政区長等」という。)をそれぞれ1名置く。ただし、行政区の実情により、区長代理者の数を増員することができる。

2 前項ただし書の規定により区長代理者を増員させる場合の基準は、おおむね100世帯ごとに1名とする。

3 行政区長等は、当該行政区の推薦により町長が委嘱する。

第5条 行政区長は、行政区を代表し、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 地域住民に対する連絡事項の伝達及びその周知徹底に関すること。

(2) 町の広報紙、回覧文書等の配布に関すること。

(3) その他町長が必要と認めた事項

2 区長代理者は、行政区長を補佐し、行政区長に事故があるときは、その職務を代理する。

第6条 行政区長等の任期は、2年とする。ただし、補欠による行政区長等の任期は、前任者の残任期間とする。

2 行政区長等は、再任されることができる。

3 行政区長等は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

第7条 町は、行政区に対して、毎年度予算の範囲内において運営費を交付するものとする。

第8条 行政区長等の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年白岡町条例第5号)の定めるところによる。

第9条 この規則に定めるもののほか、行政区に関し必要な事項は、町長が別に定める。

※以下、省略

※自治会とは、市町村内の住民等によって自発的に組織された、生活を運営するための任意団体(法人化した地縁団体等も含む)。

【7／4第19回つくる会全体会議での委員の意見】

【7／ 第11回作業部会の案】

※このシートを提出してください。

第10回作業部会の記録シート(H22.6.25)

大項目 **VII 情報公開・情報共有** 中項目 **公開と提供・共有の原則** **H22. . 現在**

1 内 容 ※文章化してください。

[6/25第10回作業部会の案]

- ①町は、町民の町政への参加促進と説明責任を果たすため、町政情報を公開します。また、町民と情報の共有を図るため、積極的な情報提供に努めるものとします。
- ②町民は、自治組織の中で保有する、地域の運営に関する情報を公開するように努めます。
- ③町は、保有する個人情報適正に取り扱い、個人の権利利益を保護するものとします。

[7/4第19回つくる会全体会議での委員の意見]

[7/ 第11回作業部会の案]

2 趣 旨 ※上記の文章にした趣旨(ねらい)を記入します。

[6/25第10回作業部会の案]

町(行政・議会)や自治組織が保有している情報の公開と提供・共有の原則について明確にする項目です。

[7/4第19回つくる会全体会議での委員の意見]

[7/ 第11回作業部会の案]

3 考え方 ※どうしてその表現内容になったか、考え方などを記入します。

[6/25第10回作業部会の案]

- ①町は、広報紙その他で情報を公開しておりますが、「町民の権利」の中項目にある知る権利を保障するためにも、町民が知りたい情報について、白岡町情報公開条例の第3条の規定に基づき、積極的に提供していくことが必要です。
まちづくりには、町民・議会・行政の三者が協働することが不可欠ですので、町は情報を提供し、町民と共有することで、町政運営に関心を持ってもらうことが必要です。町政に関心が向けば、具体的なまちづくりの活動、行動につながっていくと考えるからです。
- ②地域で行う自治活動、町内会(氏子)、NPO等の活動の中で、共有する情報を整理して、町民同士が情報を共有できるようになることが、地域の自治を進める上で重要です。知りたい情報は、町にだけあるのではなく、地域にもあるので、それを積極的に発信し、その情報を町民も共有していこうという思いがあります。
- ①、②町も自治組織も、現に情報を提供していると思いますが、一方通行の情報提供だけでなく、さらに町と町民や町民同士、また自治組織同士という双方向の情報提供ができれば、これをきっかけにして、コミュニティが活性化し、広がると考えます。そこで、町は、広報しらかやホームページをさらに充実させ、発せられた情報を双方向で議論できるようなしくみを検討する必要があります。
- ③個人情報については、個人の権利や利益を保護する観点から、白岡町個人情報保護条例に基づき、保護するものとし

す。

※「白岡町情報公開条例」から抜粋

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、第1条の目的を達成するため、町政情報は原則として公開するものとし、町民の町政情報の公開を求める権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、運用するものとする。

実施機関は、町政情報の公開に当たっては、個人の尊厳を守るため、個人に関する情報を最大限に保護しなければならない。

※「白岡町個人情報保護条例」から抜粋

(目的)

第1条 この条例は、町民の自己を本人とする保有個人情報の開示、訂正等を求める権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

【7／4第19回つくる会全体会議での委員の意見】

【7／ 第11回作業部会の案】

※このシートを提出してください。

第10回作業部会の記録シート(H22.6.25)

大項目 **VIII 住民投票** 中項目 **住民投票**

H22. . 現在

1 内 容 ※文章化してください。

[6/25第10回作業部会の案]

- ①町長は、町政に関する重要事項について、住民の意思を町政に反映させるため、自ら発議し、住民投票を実施することができます。
- ②本町に住所を有する満18歳以上の者は、その総数の3分の1以上の連署を持って町長に住民投票の実施を請求することができます。
- ③議会は、その議決により、町長に住民投票の実施を請求できます。
- ④町長は前2項の規定により、請求があったときは、住民投票を実施しなければなりません。
- ⑤町民、議会及び町長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。
- ⑥住民投票について必要な事項は、別に条例で定めます。

[7/4第19回つくる会全体会議での委員の意見]

[7/ 第11回作業部会の案]

2 趣 旨 ※上記の文章にした趣旨(ねらい)を記入します。

[6/25第10回作業部会の案]

住民投票ができる場合の発議要件等について明確にしている項目です。

[7/4第19回つくる会全体会議での委員の意見]

[7/ 第11回作業部会の案]

3 考え方 ※どうしてその表現内容になったか、考え方などを記入します。

【6／25第10回作業部会の案】

住民の参画には、パブリックコメントや町長への手紙制度などがあり、住民意向調査でも住民の意思を問うことが行われてきました。住民意向調査は、「アンケート調査」ですが、町政の重要課題について行う住民投票は、「投票」という選挙の形式によることで、住民の意思が重要なものと受け止めるものです。

住民自らが町政の重要事項を判断し、町の将来の方向性を決めることに関わることが住民自治の基本であり、民主主義の基本でもあります。また、自らが町政へ参加することになる住民投票は、自治に対する意識を高める手段として必要だと考えます。一方、行政にとっても、住民投票を経て町政運営を行うことを規定することで、良い意味での緊張感が生まれ、結果として町政の執行に信頼関係を保ち、安定的な町政運営につながります。

しかし、地方自治は間接民主主義が原則で、住民投票はそれを補完し、自治を充実させるものです。

したがって、むやみに住民投票を実施すべきではありません。そのための一定要件を課し、ハードルを設けることが重要です。

①～③町長、住民、議会のそれぞれが、住民の意思を町政に反映させることが大事であると認める町政に関する重要事項について、発議要件が整えば住民投票が行えることとし、その場合の要件を明記しています。住民投票に付すべき町政に関する重要事項としては、他市町との合併など、住民の生活に重要な影響を与える事項などであり、これらに限定すべきです。しかし、住民からの発案の場合、相当数の要求があればそれを持って重要と判断することができますと言います。

①町長自らが住民投票を発議し、積極的に住民の声を聴こうとすることは、町政運営には重要なことです。

②この条例で定義した「町民」の中には、白岡町内に住所を有しない人も含んでいますが、町政の運営で特に影響があるのは、白岡町に住所を有する住民ですので、ここでは、「住所を有する者」に限定しています。

地方自治法で、議会の解散、議員や長の解職請求に、選挙権を有する者の3分の1という規定がありますので、これに準じて「3分の1以上」としました。また、満18歳以上の者であれば、国民投票ができる年齢になっておりますし、十分な判断力があると考えます。未来の白岡町を担う世代の意見を聴くことも重要ですので、住民投票ができることとしました。

③議員は住民によって、選挙で選ばれています。その集合体である議会が議決して発議することは、重要な課題であると言えます。

④議会の発議でも、住民の発議でも、町長はその事実を真摯に受け止め、住民投票を実施するのが望ましい姿だと考えます。

⑤住民投票の結果については、住民の多くの意思が反映しているものです。このため、結果については尊重しなければなりません。

⑥この条例の中では住民投票にかかる具体的な手続き等のすべてを詳細に規定することはできないので、別の条例で定めるものとします。

【7／4第19回つくる会全体会議での委員の意見】

【7／ 第11回作業部会の案】

※このシートを提出してください。